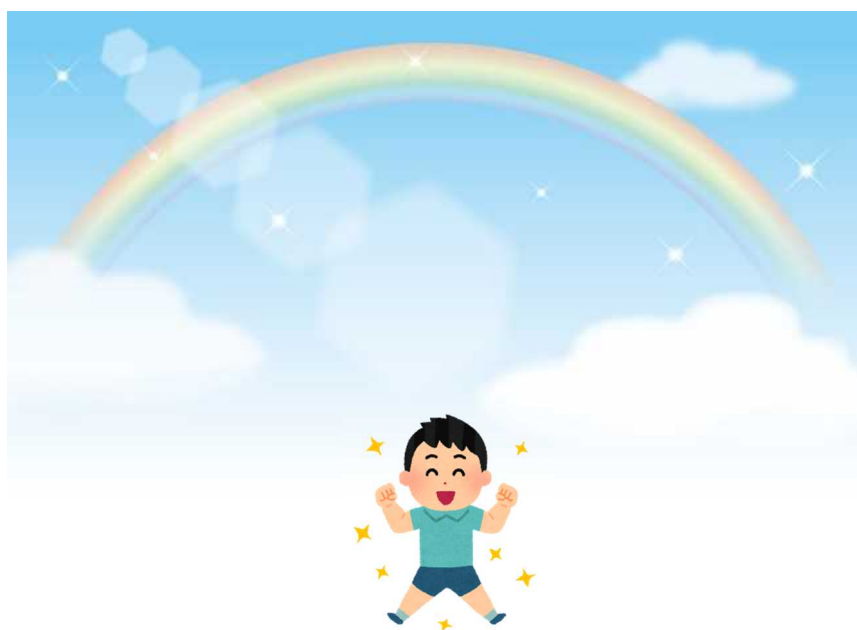


特別な支援を必要とする子供たちを支える

全ての先生方のための

**個別の教育支援計画の
作成・活用・引継ぎに係る Q & A**



本人・保護者の願いを個別の教育支援計画につなぎ、
関係者がつながり合って、夢や希望の実現につなげる

令和2年(2020年)8月

熊本県教育委員会

目次



1	Q & A 集作成の趣旨	1
2	個別の教育支援計画に関するQ & A	
Q 1	「個別の教育支援計画」とは何ですか	2
Q 2	「個別の教育支援計画」作成の意義は何ですか	3
Q 3	「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の違いは何ですか	4
Q 4	特別支援学級に在籍する児童生徒には、必ず「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成しなければならないのですか。また、通常の学級に在籍する児童生徒については、どうですか	6
Q 5	「個別の教育支援計画」を作成するときどんなことが必要ですか	8
Q 6	作成後の運用において、保護者や関係機関とはどのようなやりとりをすればよいですか	8
Q 7	「個別の教育支援計画」作成に保護者の理解が得られない場合は、どうすればよいですか	8
Q 8	「個別の教育支援計画」の保存期間はどれくらいですか	10
Q 9	「個別の教育支援計画」に「合理的配慮」の明記は必要ですか	10
Q 10	なぜ、「個別の教育支援計画」を引き継がなければならないのですか	11
Q 11	「個別の教育支援計画」の引継ぎのポイントは何ですか	11
Q 12	「個別の教育支援計画」を引き継ぐことに保護者の理解が得られない場合は、どうしたらいいですか	12
Q 13	個人情報の保護・管理上の留意点は何ですか	13
3	資料編	
○	発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果（勧告）に基づく対応について（通知） （平成29年7月12日付け教特第196号）	15
○	学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知） （平成30年9月7日付け教特第363号）	21
○	教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒に関する個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成について（通知） （令和2年4月22日付け教特第33号）	31
○	インクルーシブ教育システムの実現に向けた合理的配慮の提供 （平成28年3月 熊本県教育委員会）	34

Q & A 集作成の趣旨

「個別の教育支援計画」は、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、適切に対応していくという考えのもと、就学前から学校卒業後までを通じて一貫して適切な教育的支援を行うことを目的としています。

また、支援に当たっては、教育のみならず、福祉、医療、労働等関係機関の連携が必要であり、関係機関が密接な連携協力をするために作成されます。

「個別の指導計画」は、教育課程を具体化し、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にするもので、きめ細やかに指導することを目的としています。

このように、個別の教育支援計画及び個別の指導計画（以下、支援計画等という）は、就学前から卒業後まで、切れ目ない支援を行うためのツールであるとともに、障がいがあることにより生じる困難さに応じた指導内容や方法の工夫を計画的、組織的に行うためのツールとしても大変重要な役割を担っています。

新学習指導要領総則では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、支援計画等の作成活用が義務付けられました。また、通常の学級に在籍する通級による指導を受けていない障がいのある児童生徒についても、その作成活用に努めるものとされました。

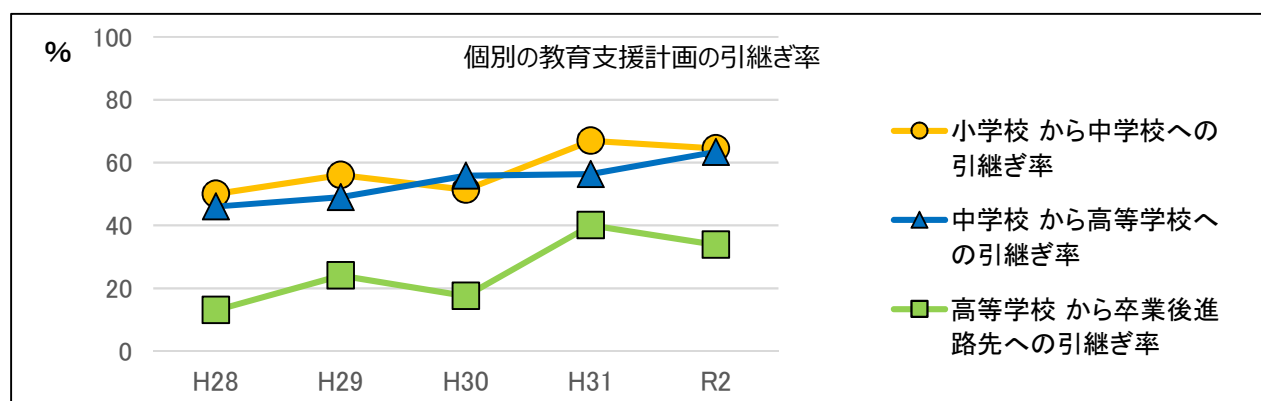
本県の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校における作成状況調査では、ほとんどの校種において作成数が増加するなど確実な成果が出ていますが、今後も一層の作成の推進が求められます。

〔学校・園が把握する診断済みの児童等のうち「個別の教育支援計画」を作成済みの児童等(R1. 9)〕

小学校	中学校	高等学校
92.7% (91.9)	84.9% (84.1)	72.9% (77.3)

()内は前年度の割合

さらには、進学・進級先、就職先への引継ぎの状況についても、保護者に支援計画等を作成することの共通理解を得ていない、引き継ぐことに対する保護者の理解が得られない等の理由で引継ぎが行われておらず十分とは言えない状況があります。



そこで、全ての教職員が支援計画等に対する理解を一層深めることを目的として、支援計画等を作成するためのポイントや手立てをQ & A形式にまとめました。

本県の全ての学校において、支援計画等をもとにした、教職員の共通理解による効果的な指導・支援が行われるとともに、進学先の学校や就職先へ確実に引き継がれ、必要な指導・支援が切れ目なく続いていくことを期待しています。

令和2年（2020年）8月

「障害」のひらがな表記について

法令、条例、規則や固有名称、文献等から引用したものを除き、「障がい」と表記しています。

熊本県教育委員会



Q1 「個別の教育支援計画」とは何ですか。

A

個別の教育支援計画に関する基本的な考え方として、文部科学省の通知文では次のようにまとめられています。

- ①個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒等一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的に作成するものであること。
- ②個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解すべき重要な情報となるものであること。
- ③各学校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から、個々の児童生徒等の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として、学習指導要領等に基づき作成される個別の指導計画に生かしていくことが重要であること。

なお、個別の教育支援計画と個別の指導計画は、その目的や活用する方法に違いがあることに留意し、相互の関連性を図ることに配慮する必要があること。

引用：文部科学省通知文

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

平成30年8月27日付け30文科初第756号

（平成30年9月7日付け教特第363号）





Q2 「個別の教育支援計画」作成の意義は何ですか。

A

①本人・保護者にとっての意義

- 将来の生活の具体像やその実現に向けた道筋が明確になることで、希望のある生活につながります。
- 教育の分野だけでなく、医療・保健・福祉・労働等の様々な立場の人が支援目標や内容について確認することで役割が明確になり、適切な支援につながります。
- 就学前から小中学校、義務教育学校、高等学校さらにその後の教育や就労等、生涯にわたり切れ目のない継続的な支援につながります。
- 一人一人の指導や支援の内容、方法が明確化され、分かりやすくなるとともに、適切な支援を受けられるようになります。

②学校や担任にとっての意義

- 将来の生活の具体像やその実現に向けた道筋が明確になることで、指導や支援内容を具体的にイメージできるようになります。
- 将来の生活の具体像やその実現に向けた道筋について、管理職を含めた校内委員会やケース会議のメンバーなどで共有することで、指導や支援の組織化を図ることができます。
- 医療・保健・福祉・労働等と連携して支援の方法を検討することで、教育として取り組むべき支援内容や連携の方法が具体化されます。

③支援機関にとっての意義

- 子供の学校での様子や情報が得られ、支援目標の明確化や支援内容の具体化を図ることができます。
- 学校と連携することにより、同じ方向で必要な支援を効果的に行うことができます。

【解説】

個別の教育支援計画を活用して、本人や保護者の思いを共有し、有効な支援が継続され、さらに充実した支援が行われるよう、本人及び保護者を中心として、学校、関係機関を「つなぐ」ツールにしていくことが大切です。

- ①担任と保護者を「つなぐ」ツール
- ②本人及び保護者の思いや願いを「つなぐ」ツール
- ③必要な支援を「つなぐ」ツール
- ④本人と関係機関が必要な情報を「つなぐ」ツール





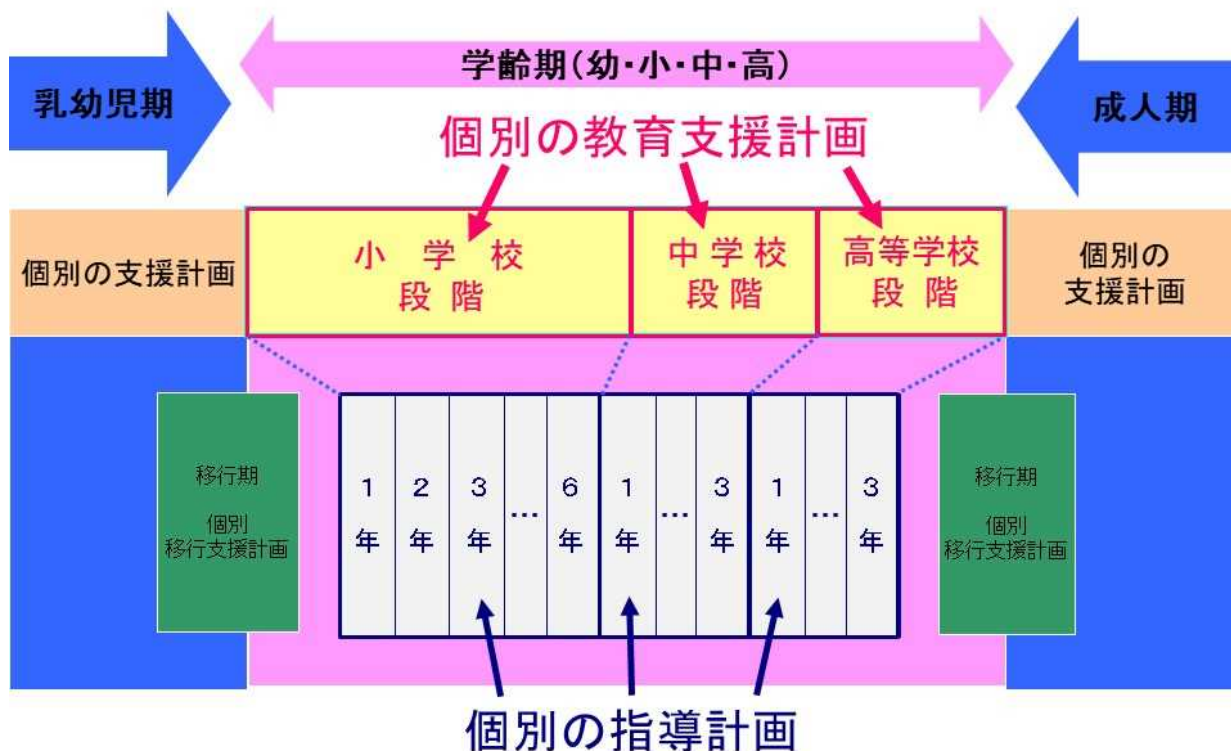
Q3 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の違いは何ですか。

A

個別の教育支援計画は、早期からの教育相談を含む就学期から学校卒業までの長期的な視点に立って、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成するもので、医療、福祉などの関係機関の取組を含め、その子供に関わる方々がそれぞれの立場でできる支援策等を明記するものです。

個別の指導計画は、個々の幼児児童生徒の実態を的確に把握し、学校での1年間の指導について、個々に応じた指導目標や指導内容・具体的な手立て、評価などを単元や学期ごとなどに記述するものです。それぞれの目的に応じて役割が異なります。

個別の教育支援計画と個別の指導計画等の関係



	個別の教育支援計画	個別の指導計画
①特徴	卒業後の姿をイメージし、関係者それぞれの役割や身に付けるべき力を整理するための総合的な計画	個別の教育支援計画に基づき、学校における教育課程を具体化した学習指導計画
②作成の主体	学級担任、特別支援教育コーディネーター ※学年主任、進路指導担当者等とも連携	学級担任、教科担任 ※特別支援教育コーディネーターとも連携 ※通級による指導は、通級指導担当者が学級担任と連携して作成
③関係者	保護者、医療、福祉、労働等	保護者
④作成時期	入学時	4月
⑤対象期間	入学から卒業まで(長期的な視点) 小学校6年間、中学校3年間、高校3年間のスパンで計画	1年間(短期的な視点)
⑥評価	1年ごとに評価し、2～3年で見直し	前期・後期または学期ごとに評価し、1年ごとに見直し
記載内容(例)	○児童生徒等のプロフィール ○本人・保護者の願い ○必要な支援及び合理的配慮 ○卒業後の進路希望 ○支援者・関係機関 ○評価 等	○児童生徒等の学習の様子 ○長期目標(年間目標)、短期目標(学期目標) ○指導場面(各教科・領域)と目標達成のための具体的な手立て ○評価 等





Q4 特別支援学級に在籍する児童生徒には、必ず「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成しなければならないのですか。また、通常の学級に在籍する児童生徒については、どうですか。

A

作成については、次のとおりです。

特別支援学級	通級による指導	通常の学級
全員について作成・活用	全員について作成・活用	作成・活用に努める ^{※1}

※1「努める」とは、可能な限り作成することを意味している。作成しても作成しなくてもよいというわけではないことに留意する。

〈作成に係る根拠〉

①学校教育法施行規則第139条の2から

第134条の2の規定^{※2}は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の児童又は生徒について準用する。

2 校長は、前項に規定により個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童等又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならない。

※2【第134条の2】

校長は、特別支援学校に在学する児童等について個別の教育支援計画(中略)を作成しなければならない。

【解説】

学校教育法施行規則第139条の2は、特別支援学校では、在籍する全員について作成することを特別支援学級に準用した規定です。

【第141条の2】

第134条の2の規定は、第140条の規定により特別の指導が行われている児童又は生徒について準用する。

【解説】

通常の学級に在籍し、通級による指導が行われている児童生徒についても同様である趣旨。



②小中学校学習指導要領から

特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒については、全員に作成する。

通常の学級に在籍する(通級による指導を受けていない)児童生徒については、作成と活用に努めることとされている。

③文部科学省通知文から

「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成対象者について、文部科学省から次のような通知文が発出されています。

「発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果(勧告)に基づく対応について」(平成29年7月12日付け教特第196号で発出)では、「医師の診断がある児童生徒のみを対象とするなど、作成対象を限定しないように留意すること」とされています。以下、通知文引用。

(中略)校内委員会等により「障害による学習上又は生活上の困難がある」と判断された児童等に対しては、必ずしも医師による障害の診断がなくとも個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成を含む適切な支援を行う必要がある。

したがって、各学校において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成するに当たっては、医師の診断がある児童等のみを対象としたり、通常の学級の児童等については対象としない等、画一的な基準によって作成対象を限定するのではなく、個々の児童等の障害の特性や状態等を踏まえ、教育上の支援が必要な児童等に対して作成するよう努めること。(後略)

【解説】

診断の有無に関わらず、本人の困難さに応じて、特別な支援を必要とする児童等について校内委員会等で検討し、作成対象となる児童等を決定します。そうすることで、「担任が替わると作らなくなった」などの問題は解消され、切れ目ない支援が保障できます。

また、以前は作成していなかった児童等であっても、転校や進級・進学をきっかけに支援が必要になったり、今まで受けていた支援とは違う支援が必要になったりすることがあります。成長の過程や環境の変化により、困難さが見えにくかったり、困難さを表出する時期が違っていたりするからです。以前から作成していなかったもので、これからも必要ないと判断することがないように留意します。





Q5 「個別の教育支援計画」を作成するときに必要なことは何か。

A

個人に任せるのではなく、保護者や関係機関との連携・協力により、校内委員会や支援会議で検討していくことが必要です。特に、保護者とは作成・実施・評価・引継ぎの場面それぞれで常に共通理解を図っていくことが大切です。



Q6 作成後の運用において、保護者や関係機関とはどのようなやりとりをすればよいですか。

A

作成後は、年度末に保護者や関係機関と支援目標に対する達成状況の確認や課題、有効であった支援内容、今後の支援の方向性などを共有する場を設けます。

また、定期的に行われるケース会議や福祉、医療機関等との話し合いの場で、個別の教育支援計画を活用することが考えられます。



Q7 「個別の教育支援計画」作成に保護者の理解が得られない場合は、どうすればよいですか。

A

①作成の意義が保護者に伝わっていない場合

→まずは、個別の教育支援計画はどんなものか、どのように役立つのか、だれが中心に作成するのか等の説明を丁寧に行います。

例えば、次のような説明を行うことが考えられます。

○学校で行う支援、家庭でできる支援、関係機関と連携して行う支援を明文化することで、お子さんに関わるいろいろな立場の人が同じ方向で支援が可能で

- 教師全員が具体的な指導方法について、共通の認識を持ち、同じ対応をすることで、お子さんが戸惑うことなく学習に取り組むことができます。
- 担任が替わった時や小学校から中学校、中学校から高等学校へと進学する際の引き継ぎ資料として用いると、スムーズに一貫した支援の継続が可能になります。

②作成に対して保護者が不安に感じている場合

→保護者が何に不安を感じているのか、丁寧なやりとりの中でその背景や理由を明らかにします。

背景や理由を把握できたら、例えば、次のような説明を行い不安の解消に努めます。

○内容については保護者と十分話し合っ決めて、よりよい支援をするために役立てます。

○作成した内容については個人情報として取り扱い、保護者の同意なしには外部へ開示することはありません。

③保護者の障がい理解や我が子の実態への認識が十分でない場合

→障がい理解を保護者に求めるのではなく、子供のよりよい成長・発達を促すための方法を一緒に考えていくことを保護者に伝えます。

子供の成長を共に支えていくことを伝えた上で、例えば、次のような説明を行い、個別の教育支援計画に対する理解を促します。

○個別の教育支援計画は、子供に障がいがある・なしで作成を判断するのではなく、お子さんが学習面、生活面、対人関係等において、困っている状況を改善したり、もっとできることを増やしたり、力を伸ばしたりするために、誰が何をすればよいかということを整理していくものです。

誰が、何をすれば、お子さんの力をもっと伸ばせるのかを保護者に分かりやすい形に整理して示していきます。

※作成することが目的化しないことが重要です。支援の実施は、「障がいを認識できているかどうか」や「作成しているかどうか」に左右されるものではないことに留意します。最初から、全てを網羅した計画ではなく、「整理した結果をこのように簡潔にまとめてみました」くらいの提示で保護者の受け止め具合を確認してみるのも一つの方法です。





Q8 「個別の教育支援計画」の保存期間はどれくらいですか。

A

指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存されることが文書管理上望ましいと考えられます。

【解説】

「個別の教育支援計画」は、対象児童生徒の卒業後は、事後指導や進学・転学先等からの問い合わせを考慮し、5年間は保存します。

なお、文部科学省通知文「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成30年9月7日付け教特第363号で発出)では、以下のように示されています。

(中略)個別の教育支援計画は、条例や法人の各種規程に基づき適切に保存されるものであるが、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存されることが文書管理上望ましいと考えられること。

また、保存期間を経過したものは、適切に廃棄等の措置を行います。



Q9 「個別の教育支援計画」に「合理的配慮」の明記は必要ですか。

A

障がいのある子供が十分に教育を受けるために、「個別の教育支援計画」に合理的配慮を明記し活用することが大切です。また、「個別の教育支援計画」の中に明記した「合理的配慮」の内容を、「個別の指導計画」の目標や手立て等に反映させます。合理的配慮の詳細は、巻末の資料を参考にしてください。

【参考】

- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) ※平成24年7月23日 中教審初等中等教育分科会
→(前略)「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望

ましい。また、個別の指導計画にも活用されることが望ましい。(後略)

- 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について(通知) ※平成27年11月26日文部科学省
 - 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する県立学校職員ガイドラインについて(通知) ※平成28年3月31日付け教特第676号
- (前略)合理的配慮は、(中略)合意形成を図った上で提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要であること。(後略)



Q10 なぜ、「個別の教育支援計画」を引き継がなければならないのですか。

A

学びの連続性の視点から、子供がそれぞれのライフステージにおいて、どのような支援を受け、何を学び、何を身に付けてきたのか学びの蓄積を履歴として残り、引き継いでいくことがよりよい子供の育ちにつながります。

また、関係機関にとっても、どのような支援を行ってきたか、これから必要な支援は何か等の情報を共有し、一貫性のある支援を継続するためには、個別の教育支援計画の引継ぎが欠かせません。

子供の育ちは長期的な視点が必要であり、その過程で支援者が変わっても個別の教育支援計画が引き継がれていれば、継続した支援が可能です。



Q11 「個別の教育支援計画」の引継ぎのポイントは何かですか。

A

引継ぎのポイントとして、次のような内容が考えられます。

- 児童生徒や保護者に対して、引継ぎの目的や学校における個人情報の取り扱い等について十分に説明をし、不安を取り除く。
- 合理的配慮の内容、指導や支援の方法とその成果を確実に引き継ぐ。

- 小学校から中学校への引き継ぎの場合は、教科担任制となることから、全般的な配慮事項と併せて、学びにくさを感じている教科における困難さや、その支援策等を具体的に整理して引き継ぐ。
 - 学校間連携の取組として、中学校区の小・中学校がお互いの授業を参観し合うなど、日頃からの連携も大切にする。
 - 就職先へ引き継ぐ場合は、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携を図る。
- ※作成した個別の教育支援計画を次の担当者に渡しただけでは、引き継いだとは言えません。引継ぎの場を設け、個別の教育支援計画を基に、具体的な支援方法、支援上の留意点等を次の担当者が理解できるよう、説明することが大切です。



Q12 「個別の教育支援計画」を引き継ぐことに保護者の理解が得られない場合は、どうしたらいいですか。

A

まずは、保護者が引継ぎに同意できない背景や理由を把握することが大切です。以下に保護者が同意できない背景や理由と考えられる対応の例を示します。

- ①引き継ぐことで障がいがあることが伝わり、受験や進学で不利になるのではないかと不安を感じている場合

→障がいがあることにより不利益を被ることはないことを明確に説明します。

※障がいがあることを理由に進学や受験の際に不利益を被るのは差別であり、法律でも明確に禁止されていること。また、引き継ぐことで、進学先等でも合理的配慮が提供され、個別の教育支援計画に基づき必要な支援が十分受けられることを伝え保護者の不安を払拭します。

- ②進学先等では特別な扱いを受けたくないと思っている場合

→本人にとって、特別扱いではなく必要な支援であることを丁寧に説明します。

※これまで受けてきた支援を継続することで、本人のよさや可能性を更に伸ばすことにつながる。また、本人・保護者の願いを反映して将来の具体的な姿を描くことができることを丁寧に説明します。さらに、進学先等にも引継ぎの趣旨、意図を伝え、活用してもらうよう依頼します。



③障がいの状況等、個人情報の漏洩を心配している場合

→本人・保護者に断りもなく、作成した内容について外部に公開することはないことを明確に説明します。また、引き継ぐ前に、引継ぎの対象者や引き継ぐ内容を保護者に確認することを伝えます。

※引き継ぐ側、引き継ぎを受けた側の個人情報の取り扱いについて細心の注意を払って取り扱うことを説明し、保護者の不安を払拭します。

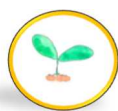
④小中学校段階では、引継ぎは不要であると思っている場合

→学びの環境が大きく変わる節目であり、つまずきをなくすために引継ぎが必要であることを丁寧に説明します。

※小学校から中学校、中学校から高等学校に進級・進学する際は、人間関係や教科担任制が変わるなど、生活環境が大きく変わるため、子供たちは不安を感じていること。そこで、滑らかな接続を実現するために、これまでの支援内容等が明記された、個別の教育支援計画を引き継ぐことで、新しい環境での子供のつまずきが軽減できることを伝え、引継ぎの必要性の理解に努めます。

【解説】

いずれの場合も、前述した「個別の教育支援計画」作成の意義を保護者が理解し、その効果を実感していることが前提となります。転学・進学(就職)に当たり、保護者自ら引継ぎを希望するよう、学校と保護者、関係機関が一体となった成果が目に見える運用を心がける必要があります。



Q13 個人情報の保護・管理上の留意点は何ですか。

A

学校は、個人情報の保護・管理を徹底し、情報の流出や目的外の使用を防止しなければなりません。「個別の教育支援計画」は、保護者が押印した紙媒体が原簿となるため、紙媒体の保管・管理に最大の注意をはらう必要があります。

各学校においては自治体で定められた個人情報保護に関する条例等に則り、個人情報の保護を徹底します。



【個人情報保護の対応例】

- データの管理・運用について校内で共通ルール作り、共通理解を図る。
- 個人用のUSBフラッシュメモリ等メディアへの保存やメールへの添付はしない。
- データにはパスワードを設定する。
- 個人情報に係る書類等をやむを得ず校外へ持ち出す場合は、届け出た上で、所属長の許可を得る。等



【参考・引用文献】

- ・「一人一人の教育的ニーズに応じた支援を」. 千葉県教育委員会. 2007. 3
- ・「個別の教育支援計画」作成の手引. 長崎県教育委員会. 2007. 3
- ・「個別の教育支援計画を作成するために」. 徳島県総合教育センター. 2011. 3
- ・「個別の教育支援計画」作成の手引き. 愛媛県総合教育センター. 2011. 3
- ・『「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の活用Q&A』. 群馬県総合教育センター. 2018. 3
- ・「青森県教育支援ファイル作成の手引き 改訂版」. 青森県教育委員会. 2018. 3
- ・『「個別の教育支援計画」の作成Q&A』. 長崎県教育委員会. 2019. 5
- ・特別な支援を必要とする子どもへの理解と支援. 愛媛県教育委員会. 2020. 3



教特第196号
平成29年7月12日

各教育事務所長 様

特別支援教育課長

発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果（勧告）に基づく対応について（通知）

このことについて、平成29年6月22日付け事務連絡で文部科学省初等中等教育局特別支援教育課及び文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、貴所属職員及び市町村教育委員会、並びに貴管内の市町村教育委員会を通じて各公立幼稚園、小中学校及び義務教育学校（八代教育事務所においては八代支援学校を含む）へ周知願います。

問合せ

特別支援教育課

担 当：中山 武也

電 話：096-333-2683（ダイヤルイン）

E-Mail:nakayama-t-d@pref.kumamoto.lg.jp



事務連絡
平成29年6月22日

各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育担当課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果（勧告）に基づく対応について

平素より、特別支援教育の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

この度、発達障害者支援に関する総務省の行政評価・監視結果に基づく勧告（平成29年1月20日別紙参照）があったことを踏まえ、下記のとおり留意すべき事項をまとめましたので、御確認の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

については、各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育担当課、各都道府県私立学校主管課、附属学校を置く各国立大学法人担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課におかれては、本事務連絡について、域内の市町村教育委員会、所管の学校等に対して周知くださいますようお願いいたします。

記

1 発達障害児の早期発見の重要性について

発達障害等の早期発見・早期支援の重要性については、「発達障害のある児童生徒等への支援について」（平成17年4月1付け17文科初第211号）や「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け25文科初第756号）等において周知してきたとおりであるが、今回の行政評価・監視の結果においては、一部の教育委員会において、発達障害が疑われる児童を発見する取組を行っていない例があるとの指摘があったところである。

各教育委員会においては、乳幼児健診をはじめ、保健、医療、福祉等の部局と連携を図りながら、就学時健診や日々の行動観察において発達障害の早期発見に十分に留意し、早期支援に努めること。

なお、就学時健診における具体的な取組方法や、日々の行動観察に当たっての着眼点や項目を共通化した資料を今後示す予定であること。

2 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成対象者について

今回の行政評価・監視の結果においては、個別の教育支援計画や個別の指導計画について、障害について医師の診断がある幼児児童生徒のみを対象とするなど作成対象を限定している例があるとの指摘があったところである。

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校（以下、「各学校」という。）における特別支援教育の対象は、特別支援学級はもとより、通常の学級を含む、全ての教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒（以下「児童等」

という。) に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものであり、その教育的ニーズを踏まえ、校内委員会等により「障害による学習上又は生活上の困難がある」と判断された児童等に対しては、必ずしも医師による障害の診断がなくとも個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成を含む適切な支援を行う必要がある。

したがって、各学校において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成するに当たっては、医師の診断がある児童等のみを対象としたり、通常の学級の児童等については対象としない等、画一的な基準によって作成対象を限定するのではなく、個々の児童等の障害の特性や状態等を踏まえ、教育上の支援が必要な児童等に対して作成するよう努めること。

なお、今年3月に告示した幼稚園の新教育要領、小学校、中学校の新学習指導要領においては、障害のある幼児児童生徒について、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとされ、特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとされたところであること。(別紙2)

3 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の適切な引継ぎについて

今回の行政評価・監視の結果においては、支援内容などの児童等の情報が進学先等に対して口頭のみで伝えられるなど、個別の教育支援計画や個別の指導計画が引継ぎに活用されていない例があり、特に、中学校から高等学校、高等学校から大学等への引継ぎについては、引き継がれている割合が低い傾向にあること、また、その保存・管理の状況について、適切に保存・管理がなされていない例があるとの指摘があったところである。

教育上特別の支援を必要とする児童等については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、当該児童等の支援内容や指導内容等を、家庭や地域、医療、福祉、保健、労働等の関係機関と共有したり、進学先の学校等へ引き継ぐために個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を促してきたところである。

各学校においては、これらの計画を進学先等に適切に引き継ぐよう努めること。

その際には、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を丁寧に説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ引継ぐ先や内容などの範囲を明確にした上で同意を得ておくこと。

また、中学校から高等学校、高等学校から大学等への情報の引継ぎが円滑に進むよう、各都道府県教育委員会、各市町村教育委員会、各都道府県の私立学校所管部局、各国公私立大学など関係部局・機関における積極的な連携を図ること。

さらに、個別の教育支援計画や個別の指導計画については、記載された個人情報漏洩したり、紛失したりすることのないよう、学校内における個人情報の管理の責任者である校長又は園長が適切に保存・管理すること。

なお、文部科学省では、平成29年3月に「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」を取りまとめ公表しているため参考

とすること。(別紙2)

- 4 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課より、各自治体の保育担当課に対しても別添のとおり事務連絡が発出されているところであり、児童福祉部局や保育所と連携し、適切に情報共有するよう努めること。

《本件連絡先》文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
支援総括係 松下，二宮，仲本
電 話：03-5253-4111 (内線 3199)
F A X：03-6734-3737
E-mail：hattatsu@mext.go.jp

別紙 1

発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（平成29年1月20日
総務省）

以下、文部科学省関係部分のみ抜粋

(1) 発達障害児の早期発見

文部科学省及び厚生労働省は、発達障害が疑われる児童生徒の早期発見を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

② 文部科学省は、市町村教育委員会に対し、就学時健診時における発達障害の発見の重要性を改めて周知徹底するとともに、就学時健診における具体的な取組方法を示すこと。

また、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に対し、幼稚園から高等学校までの発達段階における日々の行動観察に当たっての着眼点や項目を共通化した標準的なチェックリストを、活用方法と併せて示すこと。

(2) 発達障害児に関する支援計画及び指導計画の作成の推進

文部科学省及び厚生労働省は、発達障害児に対する適切な支援、指導が行われるようにする観点から、保育所及び学校において、一律の基準によって支援計画及び指導計画の作成対象を限定するのではなく、個々の児童生徒の特性や状態を踏まえ、支援が必要な児童生徒に対して着実に作成されるよう、作成対象とすべき児童生徒についての考え方を示すこと。

(3) 発達障害児に関する情報の共有・引継ぎの推進

文部科学省及び厚生労働省は、発達障害児に対する一貫した、切れ目のない支援を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

② 文部科学省及び厚生労働省は、保育所・幼稚園から大学・就労先までの各段階において、発達障害児に対する必要な支援内容等が文書により適切に引き継がれるよう、都道府県、市町村、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に対し、具体例を挙げて周知すること。その際、支援計画及び指導計画については、引継ぎまでの適切な保存・管理を求めるとともに、具体的な引継方法を提示し、確実に引き継がれるよう徹底を図ること。

別紙2

新幼稚園教育要領（抜粋）

第1章 総則

第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

1 障害のある幼児などへの指導

障害のある幼児などの指導にあたっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

新小学校学習指導要領（抜粋）

第1章 総則

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

新中学校学習指導要領（抜粋）

第1章 総則

第4 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(1) 障害のある生徒などへの指導

エ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する生徒や通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

ガイドライン掲載場所：文部科学省ウェブサイト

トップ>教育>特別支援教育>資料（データ、通知、答申、報告書等）>資料
>発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm



教特第363号
平成30年9月7日

各教育事務所長 様

特別支援教育課長

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

このことについて、平成30年8月27日付け30文科初第756号で文部科学省初等中等教育局長から別添写しのとおり通知がありました。

平成30年6月4日付け事務連絡「教育と福祉の一層の連携等の推進について」で通知したとおり、文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」において、家庭と教育と福祉の連携推進方策の一つとして、学校において作成される個別の教育支援計画が関係機関との連携のもとで作成されるよう、必要な規定を省令におくこととされました。

これを踏まえ、今回の改正では特別支援学校に在籍する幼児児童生徒、小・中学校の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校で通級による指導が行われている児童生徒に対する個別の教育支援計画の作成が義務化され、併せて個別の教育支援計画に関する留意事項について示されています。

つきましては、市町村教育委員会を通じて、貴管内の公立幼稚園、小中学校及び義務教育学校（八代教育事務所にあつては、八代支援学校を含む。）に対して周知するとともに、本通知の趣旨を踏まえた個別の教育支援計画の作成及び活用に一層配意願います。

問合せ先

特別支援教育課

担 当：前田 和代

電 話：096-333-2683（ダイヤルン）

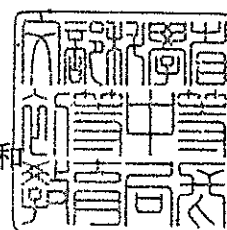
E-mail：maeda-k-de@pref.kumamoto.lg.jp



30文科初第756号
平成30年8月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和



(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)

この度、学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第27号)が、平成30年8月27日に公布され、同日施行されました(別添参照)。

今回の改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応いただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

記

第1 改正の趣旨

「教育と福祉の一層の連携等の推進について」(平成30年5月24日付け30文科初第357号・障発0524第2号文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)をもってお知らせしたとおり、文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」において、障害のある子供やその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と

福祉の一層の連携を推進する方策について検討を行い、本年3月に同プロジェクトとしての報告を取りまとめたところである。

当該報告では、連携推進方策の一つとして、学校において作成される個別の教育支援計画について、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携して作成されるよう、必要な規定を省令に置くこととされた。

これを踏まえ、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）を改正し、特別支援学校に在学する幼児児童生徒、小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）において学校教育法施行規則第140条に基づき障害に応じた特別の指導である通級による指導（以下単に「通級による指導」という。）が行われている児童生徒について、各学校が個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関や民間団体（以下「関係機関等」という。）と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ることとするものである。

第2 改正の概要

- 1 特別支援学校に在学する幼児児童生徒について、個別の教育支援計画（学校と関係機関等との連携の下に行う当該幼児児童生徒に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該幼児児童生徒又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該幼児児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ることとする。 （新第134条の2関係）
- 2 1の規定について、小・中学校の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校において通級による指導が行われている児童生徒に準用すること。 （新第139条の2、新第141条の2関係）
- 3 施行時点において、すでに学習指導要領等に基づき作成されている個別の教育支援計画については、新第134条の2、新第139条の2又は新第141条の2の規定により作成されたものとみなすこと。 （附則第2項関係）

第3 留意事項

- 1 個別の教育支援計画に関する基本的な考え方
 - (1) 個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒等一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的に作成するものであること。
 - (2) 個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解すべき重要な情報となるものであること。

- (3) 各学校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から、個々の児童生徒等の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として、学習指導要領等に基づき作成される個別の指導計画に生かしていくことが重要であること。なお、個別の教育支援計画と個別の指導計画は、その目的や活用する方法に違いがあることに留意し、相互の関連性を図ることに配慮する必要があること。

2 個別の教育支援計画の作成

- (1) 作成に当たっては、保護者と十分相談し、支援に関する本人及び保護者の意向や将来の希望、現在の障害の状態やこれまでの経過、関係機関等における支援の状況、その他支援内容を検討する上で把握することが適切な情報等を詳細かつ正確に把握し、整理して記載すること。その際、学校と保護者や関係機関等とが一層連携を深め、切れ目ない支援を行うため、本人や保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ること。
- (2) 学校と保護者との間で当該児童生徒等に対する支援の考え方を共有するため、作成した個別の教育支援計画については、保護者に共有することが望ましいこと。

3 個別の教育支援計画を活用した関係機関等との連携

- (1) 「関係機関等」としては、例えば、当該児童生徒等が利用する医療機関、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等障害児通所支援事業を行う者（指定障害児通所支援事業者等）、保健所、就労支援機関等の支援機関が考えられること。
- (2) 各学校においては、本人や保護者の意向を踏まえつつ、効果的かつ効率的に実施することができるよう、情報共有を図る関係機関等やその方法を決定すること。
- (3) 個別の教育支援計画には個人情報が含まれることから、関係機関等との情報共有に当たっては、本人や保護者の同意が必要である点に留意すること。
- (4) 個別の教育支援計画の作成時のみならず、当該計画を活用しながら、日常的に学校と保護者、関係機関等とが連携を図ることが望ましいこと。なお、放課後等デイサービス事業者との連携に当たっては、「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について」（平成 27 年 4 月 14 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課及び生涯学習政策局社会教育課連名事務連絡）をもって周知した「放課後等デイサービスガイドライン」（平成 27 年 4 月厚生労働省。今後、厚生労働省において放課後等デイサービス事業者と学校との連携方策についてより明確化するなどの改定が行われる予定。）も参考とすること。

- (5) 児童生徒等が利用する指定障害児通所支援事業者においては、本人や保護者の意向、本人の適性、障害の特性等を踏まえた通所支援計画を作成していることから、本人や保護者の同意を得た上で、こうした計画について校内委員会等で共有することも考えられること。その際、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害児通所支援事業所等が学校と連携して個別の支援計画を作成する際の加算（関係機関連携加算）が充実されていることにも留意すること。
- (6) 地域においては、相談支援専門員等が、障害のある児童生徒等の意向を踏まえ、必要な支援を受けることができるよう関係機関と調整する役割を担っている場合があり、関係機関等との調整に当たっては、そのような人材を活用することも有効であると考えられること。なお、「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」（平成24年4月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名事務連絡）にあるとおり、障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いしたいこと。

4 個別の教育支援計画の引継ぎ

障害のある児童生徒等については、学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、各学校においては、個別の教育支援計画について、本人や保護者の同意を得た上で、進学先等に適切に引き継ぐよう努めること。そのため、個別の教育支援計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を十分に説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ引継先や内容などの範囲を明確にした上で、同意を得ておくこと。

また、各自治体の関係部局や関係機関等が連携し、就学、進学、就労等の際に円滑に引き継ぐことができる体制の構築に努めること。

5 個別の教育支援計画の保存及び管理

個別の教育支援計画については、記載された個人情報漏えいしたり、紛失したりすることのないよう、学校内における個人情報の管理の責任者である校長が適切に保存・管理すること。

個別の教育支援計画は、条例や法人の各種規程に基づき適切に保存されるものであるが、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存されることが文書管理上望ましいと考えられること。

6 個別の教育支援計画の様式

個別の教育支援計画については、引き続き地域の実情に応じて設置者等が定める様式によって作成されたいこと。なお、障害のある児童生徒、不登校児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等についての支援計画をまとめて作成する場合は、「不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式の送付について」（平成30年4月3日付け29文科初第1779号文部科学省初等中等教育局長通知）において示した参考様式を活用することも有効であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL:03-5253-4111（内線3193）

○文部科学省令第二十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三条、第四十八条、第四十九条の七、第五十二条、第六十八条、第七十七条及び第八十一条第一項の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月二十七日

文部科学大臣 林 芳正

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三百三十四条の次に次の一条を加える。

第三百三十四条の二 校長は、特別支援学校に在学する児童等について個別の教育支援計画（学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（次項において「関係機関等」という。）との連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成しなければならない。

2 校長は、前項の規定により個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童等又はその保護者の

意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならぬ。

第三百三十九条の次に次の一条を加える。

第三百三十九条の二 第三百三十四条の二の規定は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の児童又は生徒について準用する。

第四百一条の次に次の一条を加える。

第四百一条の二 第三百三十四条の二の規定は、第四百十条の規定により特別の指導が行われている児童又は生徒について準用する。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の学校教育法施行規則（以下「新令」という。）第三百三十四条の二、第三百三十九条の二又は第四百一条の二の規定の適用については、この省令の施行の際現に特別支援学校幼稚部教育要領（平成二十九年文部科学省告示第七十二号）、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成二十

九年文部科学省告示第七十三号)、特別支援学校高等部学習指導要領(平成二十一年文部科学省告示第三十七号)、小学校学習指導要領(平成二十九年文部科学省告示第六十三号)、中学校学習指導要領(平成二十九年文部科学省告示第六十四号)又は高等学校学習指導要領(平成二十一年文部科学省告示第三十四号)の規定により作成されている個別の教育支援計画は、新令第三百三十四条の二、第三百三十九条の二又は第四百四十一条の二の規定により作成されたものとみなす。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表
 ○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

改正後	現行
<p>第百三十四条の二 校長は、特別支援学校に在学する児童等について個別の教育支援計画（学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（次項において「関係機関等」という。）との連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の規定により個別の教育支援計画を作成するに当たつては、当該児童等又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならない。</p> <p>第百三十九条の二 第百三十四条の二の規定は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の児童又は生徒について準用する。</p> <p>第百四十一条の二 第百三十四条の二の規定は、第百四十条の規定により特別の指導が行われている児童又は生徒について準用する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

（傍線部分は改正部分）



教特第33号

令和2年（2020年）4月22日

各教育事務所長 様

教 育 長

教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒に関する個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成について（通知）

このことについて、発達障がい等、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒に対する生涯にわたる一貫した支援や一人一人に応じた指導充実を図るため、別紙のとおりまとめました。

つきましては、貴管内の市町村教育委員会及び公立幼稚園、小・中・義務教育学校へ周知願います。

問合せ先

特別支援教育課

担 当：堤 秀崇

電 話：096-333-2683（ダイヤルイン）

E-mail：tsutsumi-h-da@pref.kumamoto.lg.jp

義務教育課

担 当：彌永 有香

電 話：096-333-2689（ダイヤルイン）

E-mail：iyonaga-y@pref.kumamoto.lg.jp

〈別紙〉

1 通知の趣旨

個別の教育支援計画は、障がいのある幼児児童生徒など（以下、児童生徒等という）の障がいの状態、教育的ニーズと必要な支援の内容、保護者の意見、関係機関が実施している支援の内容等について記載し、関係機関との連携、協力を図るとともに、一貫した適切な教育的支援を行うことを目的にしている。

また、個別の指導計画は、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を記載し、きめ細やかに指導することを目的にしている。

このように、個別の教育支援計画及び個別の指導計画（以下、支援計画等という）は、障がいがあることにより生じる困難さに応じた指導の内容や方法の工夫を計画的、組織的に行ったり、就学前から卒業後まで、切れ目ない支援を行ったりするための引継ぎのツールとして大変重要な役割を担っている。

新学習指導要領総則では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、支援計画等の作成活用が義務付けられた。また、通常の学級に在籍する通級による指導を受けていない障がいのある児童生徒についても、その作成活用に努めるものとされた。

しかしながら、公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校における作成状況調査では、ほとんどの校種において作成数が増加するなど確実な成果が出ているが今後も一層の作成の推進が求められる。

さらには、進学・進級先への引継ぎの状況についても、保護者に支援計画等を作成することを伝えていない、保護者の了解が得られない等の理由で引継ぎが行われておらず十分とは言えない状況がある。※1、※2、※3

※1 学校・園が把握する診断済みの児童等のうち「個別の教育支援計画」を作成済みの児童等(R1.9)

幼稚園	小学校	中学校	高等学校
95.1% (83.9)	92.7% (91.9)	84.9% (84.1)	72.9% (77.3)

()内は前年度の割合

※2 学校・園が把握する引継ぎ対象者のうち、進学・進級先へ「個別の教育支援計画」による引継ぎを行った割合(H31.4)

幼稚園	小学校	中学校	高等学校
55.0% (47.0)	66.9% (51.3)	56.3% (55.8)	40.0% (17.5)

()内は前年度の割合

※3 小学校には義務教育学校前期を含む、中学校には義務教育学校後期を含む

2 作成上の留意点

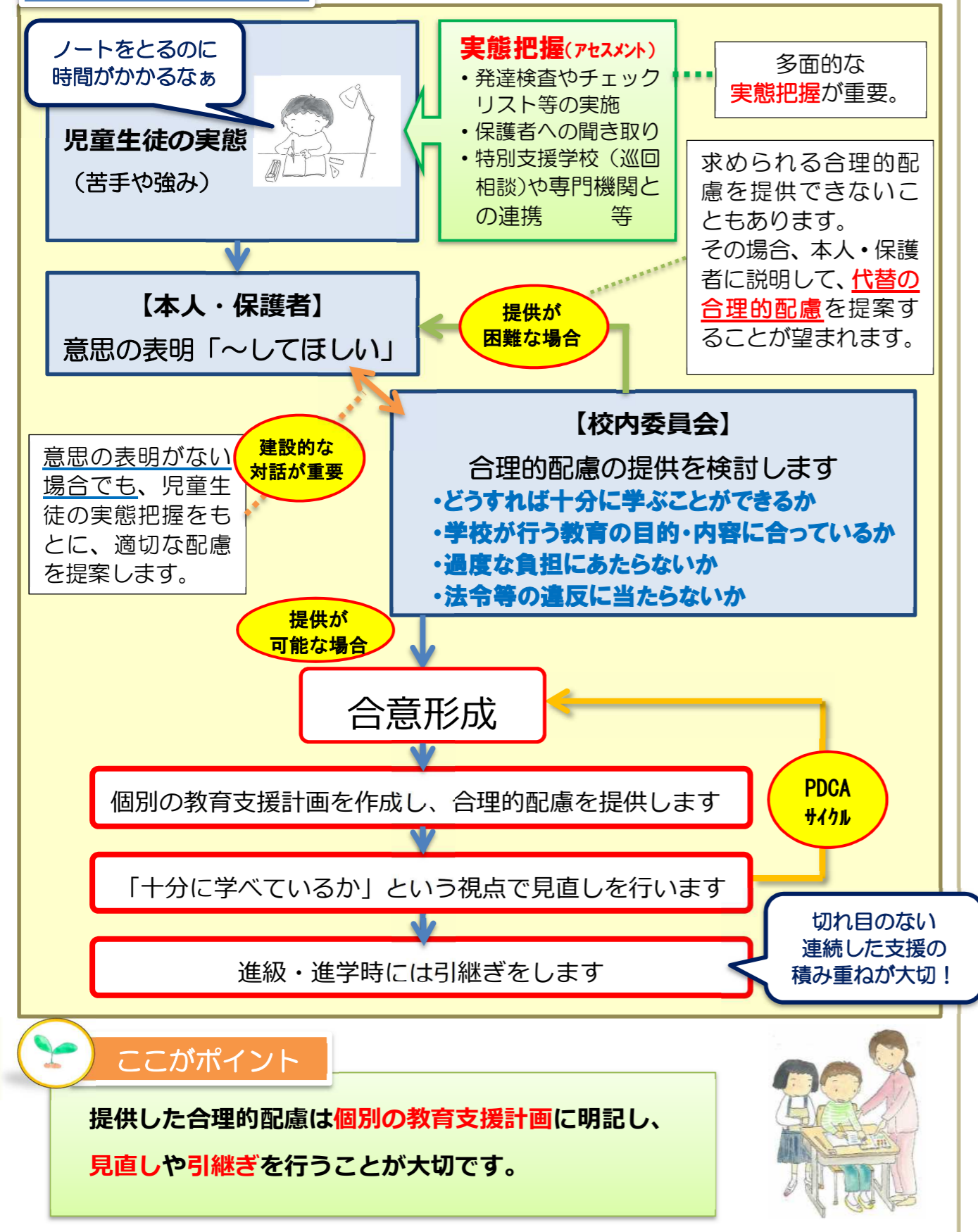
- (1) 「支援計画等」の作成等に当たっては、「特別支援教育充実ガイドブック（平成27年3月県教育委員会）」を参考にすること。
- (2) 「発達障害者支援に関する行政評価・監査の結果（勧告）に基づく対応について（平成29年6月22日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課及び健康教育・食育課事務連絡）」では、「作成するに当たっては、医師の診断がある児童等のみを対象としたり、通常の学級の児童等については対象としない等、画一的な基準によって作成対象を限定するのではなく、個々の児童等の障がいの特性や状態等を踏まえ、教育上の支援が必要な児童等に対して作成するよう努める。」とされていること。
- (3) 平成24年7月23日、中央教育審議会初等中等教育分科会で報告された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。また、個別の指導計画にも活用されることが望ましいとされていること。
- (4) 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」の施行を受けて、学校等は実施に伴う負担が過重でない限り、個々に応じた合理的配慮の提供を行うこと。合理的配慮を決定する際は、本人や保護者と建設的な対話により合意形成を図り、決定した合理的配慮を「支援計画等」に記入すること。
- (5) 支援計画等は新学期の可能な限り早い時期に、関係者と連携の上作成し、年間を通じて指導の改善・充実に活かすこと。切れ目ない支援を行うために、例えば、前年度末までに前担任で次年度の大まかな支援計画等を作成しておき、年度が改まって新担任が加筆・修正するなどして支援の継続が図られる工夫を行うこと。

3 支援計画等作成に係る調査について

- (1) 11月頃・・・支援計画等の作成状況調査（5月1日時点、9月1日時点）
- (2) 3月頃・・・引継ぎ状況調査

提供する合理的配慮の内容を決定するにあたっては、実態把握及び「対話」による合意形成が必要です。

合意形成のプロセス



インクルーシブ教育システムの実現に向けた合理的配慮の提供 ～障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に向けて～



平成28年4月1日から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されます。法の施行により、学校においては、障がいをもととする差別が禁止されます。

不当な差別的取扱いの禁止

例えば、障がいがあることのみを理由として、正当な理由なく、学校教育を受ける機会を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることは差別的取扱いにあたります。

合理的配慮を提供しないことの禁止

合理的配慮は、十分な教育を受けられるようにするための学習内容・方法の変更・調整、支援体制や施設・設備等の整備を行うことです。学校にとって過度な負担でない限り、合理的配慮の提供が必要です。

ここがポイント

障がいをもととする差別には、上記の2種類があります。

このパンフレットは、学校現場で工夫が求められる「合理的配慮」について説明します。

ここがポイント

合理的配慮とは？

- 合理的配慮は、「教育を受ける権利」を保障するための、必要かつ適当な変更・調整です。
- 合理的配慮は、障がいのある幼児、児童及び生徒に対し、その状況に応じて、個別に必要とされるものです。
- 障がいのある幼児、児童及び生徒やその保護者から、合理的配慮を求める申し出があった場合、その実施に伴う負担が過重でない限り、合理的配慮を提供しなければなりません。

ここがポイント

なぜ合理的配慮を提供しなければならないの？

- 障害者の権利に関する条約は、共生社会の形成の実現に向けて、障がいのある子供も障がいのない子供も共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」の構築を求めています。
- ⇒インクルーシブ教育システムの実現には合理的配慮の提供が欠かせません！

障がいのある子供も障がいのない子供も共に学ぶ
「インクルーシブ教育システム」の構築

- 目的**
- ・互いの多様性を認め合う
 - ・障がいのある児童生徒が自分の力を可能な限り伸ばし、社会参加を実現する

合理的配慮の提供には、学校現場の工夫が不可欠!

合理的配慮を提供する際の留意点

インクルーシブ教育システムで求められることは、障がいのある子供と障がいのない子供が共に学ぶことだけではありません。

障がいがある幼児、児童及び生徒それぞれが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ち、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていることが大切です。



本人・保護者との合意形成が大切です。

本人・保護者の思いを踏まえたうえで提供可能な合理的配慮を考えることが重要です。

そのためには本人・保護者とのコミュニケーション（対話）が大切です。



提供した合理的配慮により、十分に学んでいるかを確認します。

合理的配慮を提供したことにより十分学べるようになってきているかを確認しましょう。

提供した合理的配慮については、定期的に評価を行い、改善することが必要です。



必要な合理的配慮は一人一人異なります。

合理的配慮は障がいの程度、年齢や学年、学習内容によって個別に提供するものです。そのためにも、実態を多面的に把握しましょう。



障がいの状態等に則した評価の工夫をしましょう。

幼児、児童及び生徒の障がいの状態等を十分踏まえたうえで、学習目標の達成状況や提出物を確認するなど、様々な方法を活用して評価しましょう。

また、努力や良いところを認め、ほめ、励ますようにしましょう。



ここがポイント

提供する合理的配慮は教職員間で**共有**し、次の支援者に**伝え**ましょう。



合理的配慮の具体例

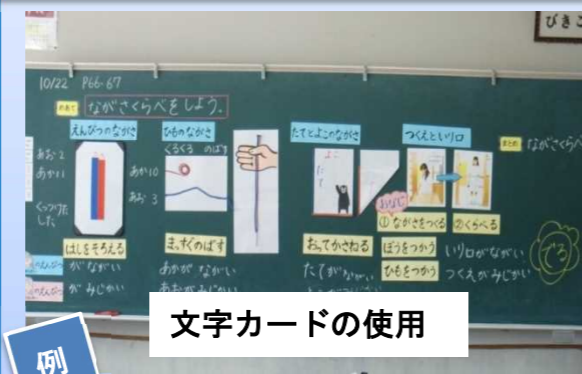
物理的なバリアを除いたり、手助けをしたりする



例

- スロープや手すりを整備する。
- 児童生徒が困っていたら、必要な支援のために声をかける。

教材等を工夫してわかりやすくする



例

- 指示に言葉と文字カードを併用する。
- 実物やICTを活用して説明をする。

学習環境を整備する



例

- 授業に集中できるように不要な音や光による刺激を取り除く。
- 教室の棚や掃除用具入れの整理の仕方を写真で掲示する。

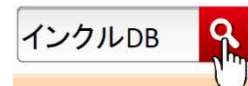
ここがポイント

合理的配慮の提供の目的は

「十分な教育を受けることができる」

ことです。

合理的配慮の事例は国立特別支援教育総合研究所のHPに掲載されています。『インクルDB』で検索可能です。



個別の教育支援計画の
作成・活用・引継ぎに係るQ&A

発行 令和2年(2020年)8月

発行者 熊本県教育庁県立学校教育局特別支援教育課

〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話 (096)333-2683(ダイヤルイン)

